

令和5年度 青少年の健全育成にかかわるスポーツ活動、文化活動、善行、 青少年指導・支援活動表彰に関する実施要領

1. 趣旨

伊豆市青少年の健全育成を一層推進されるため、青少年のスポーツ活動、文化活動、善行の各分野において、優れた業績を残した個人・団体、賞賛に値する顕著な活動を実践した個人・団体、また、青少年指導・支援活動として功績のあった個人・団体を顕彰し、その活動を奨励するとともに、広く市民に紹介することを目的とする。

2. 表彰区分

- (1) スポーツ活動表彰
- (2) 文化活動表彰
- (3) 善行表彰
- (4) 青少年指導・支援活動表彰

3. 表彰の内容及び基準

次の(1)～(3)に該当する個人の表彰は、伊豆市在住の高等学校在学相当年齢までの者、または学生とする。また、団体の表彰は、当該青少年が半数以上で構成する団体とする。

(4)に該当する個人の表彰は、伊豆市に在住する成人とする。また、団体の表彰は、伊豆市内に事務局(代表者の住所があるもの又は活動が市内と認められるもの)その構成する当該成人の在籍数が半数以上の団体とする。

(1) スポーツ活動表彰

9月1日を基準日として過去1年間(令和4年9月2日～令和5年9月1日)に、中学生以下の児童、生徒にあっては、都道府県(都道府県内全域を活動の対象とする各種競技団体を含む。)等が主催若しくは共催する大会、競技会等に出場し、当該競技会等において3位以上の成績を残した個人・団体。東海大会若しくは全国大会に位置づけられる大会(繰り上げにより出場した場合を除く。)に出場した個人・団体。

(2) 文化活動表彰

9月1日を基準日として過去1年間(令和4年9月2日～令和5年9月1日)に芸術、文化、学芸等で都道府県(都道府県内全域を対象とする団体、法人、展覧会等を含む。)等が主催若しくは共催の展覧会等で高い評価を得た個人・団体。

(3) 善行表彰

9月1日を基準日として過去1年間(令和4年9月2日～令和5年9月1日)に取り組んだ活動で広く社会に認められる要素を含み、顕彰するに値する個人・団体、または、複数年(2年以上)に及ぶ継続的な活動に取り組んでいる個人・団体(社会福祉、環境美化、社会奉仕、ボランティア等での継続的な活動、または人命救助、災害時貢献等の緊急的な貢献活動)。

(4) 青少年指導・支援活動表彰

スポーツ活動、芸術文化活動、地域の伝統芸能活動、青少年団体の指導、その他の青少年活動の機会の提供又は青少年を支援する活動等により青少年の健全育成に長年(5年以上)にわたり取り組み、現在も継続して取り組んでいる個人・団体。

4. 被表彰者の資格

過去に表彰された個人や団体であっても、異種目(異分野)であれば、表彰の対象とする。また、過去表彰された実績より優れた成果であれば同種目(同分野)であっても表彰の対象とする。

5. 被表彰者の決定

関係機関の代表者は、上記に該当すると認められるものがあつた場合には、別に定める推薦書により、伊豆市教育委員会教育長に推薦することができる。

6. 推薦依頼

市内小・中・義務教育学校及び東部地区の高等学校、区長、伊豆市スポーツ協会(スポーツ少年団を含む)。[* 広報等に様式を掲載(予定)]

7. 表彰

伊豆市青少年健全育成大会〔令和5年11月23日(木・祝)生きいきプラザ市民文化ホール〕にて実施。

〇〇 推薦書の提出先及び提出期限 〇〇

提出期限 **令和5年9月22日(金)**

提出先 伊豆市 教育部 社会教育課
〒410-2592 伊豆市八幡 500-1
TEL : 0558-83-5476 / FAX : 0558-83-5480
E-mail : gakusyu@city.izu.shizuoka.jp